

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

(基本情報)

地方公共団体名	埼玉県
事業計画名	埼玉県地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画
事業計画の期間	令和5年度から令和9年度

1. 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

(1) 目指す地域脱炭素の姿

①本県の取組

本県では、「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）（令和2年3月策定）」に基づき、県内の温室効果ガス排出量削減に向け、取組を進めてきた。

具体的には、緩和策として、産業・業務その他部門では、事業活動に伴う温室効果ガスの排出を削減する計画の作成・提出・公表を義務付ける「地球温暖化対策計画制度」や、大規模事業所を対象とした「目標設定型排出量取引制度」を導入している。

家庭部門では、家庭用燃料電池（エネファーム）や蓄電池、V2Hなどの住宅用省エネ・再エネ活用設備の普及拡大に向けた取組を実施しているほか、冷暖房によりエネルギー使用量が増える夏季・冬季に、クールビズ・ウォームビズの推奨、簡単なチェックシートで省エネ生活に取り組む「エコライフDAY・WEEK」など、県民が地球温暖化防止に取り組むライフスタイルキャンペーン等を実施している。

運輸部門では、自動車を一定台数使用する事業者を対象に、使用する自動車から排出する温室効果ガスを抑制するための計画の作成・提出・公表を義務付ける「自動車地球温暖化対策計画制度」を実施しているほか、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車などの電動車の普及拡大等に取り組んでいる。

しかし、近年の災害・異常気象の頻発や気温上昇による熱中症救急搬送者数の増加など、気候変動の影響がすでに顕在化している。このまま何も対策しなければ、県内でも今世紀末には、平均気温が今世紀のはじめより最大4.3℃上昇するという予測結果が示されており、地球温暖化対策は「待ったなし」の課題となっている。

国では「地球温暖化対策計画」を令和3年10月に5年ぶりに改定し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中間目標として、2030年度において温室効果ガスを平成25年度（2013年度）から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくという極めて野心的な削減目標も示された。

これら地球温暖化の影響の深刻化や情勢の変化を踏まえ、地球温暖化対策を更に進めていくため、新たな目標を定めるとともに、目標達成に向けた施策をとりまとめ、埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）を令和5年3月に改正した。

②温室効果ガス削減目標

「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改訂版」では、県民、事業者、環境保全活動団体、行政などの各主体がそれぞれの責任と役割を果たし、地球温暖化対策を進めていくため、以下の温室効果ガスの排出削減目標を設定した。

**令和12年度(2030年度)における埼玉県の温室効果ガス排出量を
平成25年度(2013年度)比 46%削減 する。**

③計画推進の方向性

ア 全ての主体が協働した「ワンチーム埼玉」での対策の推進

国の地球温暖化対策計画や埼玉県地球温暖化対策推進条例に規定される責務に基づき、県をはじめ国、市町村、事業者、県民、環境保全活動団体、教育機関、研究機関などの各主体が協働して地球温暖化対策を推進する。

イ カーボンニュートラルの実現に向けた緩和策の推進

カーボンニュートラルの実現に向けて、全ての部門・分野において、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの最大限導入、エネルギーの効率的利用に取り組むなど、温室効果ガス排出削減対策を進める。対策の推進に当たっては、地域活性化や県内産業の成長、安定的なエネルギー供給などの諸課題の解決も見据えて総合的に取り組む。また、再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域の住民の安心・安全、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮した上で最大限導入することを前提に取組を進める。様々な分野で新たなデジタル技術の活用による社会変革（デジタルトランスフォーメーション）が求められていることを踏まえ、先進的なデジタル技術を活用したエネルギーの効率的利用に取り組む。

ウ 持続可能なまちづくりやサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行

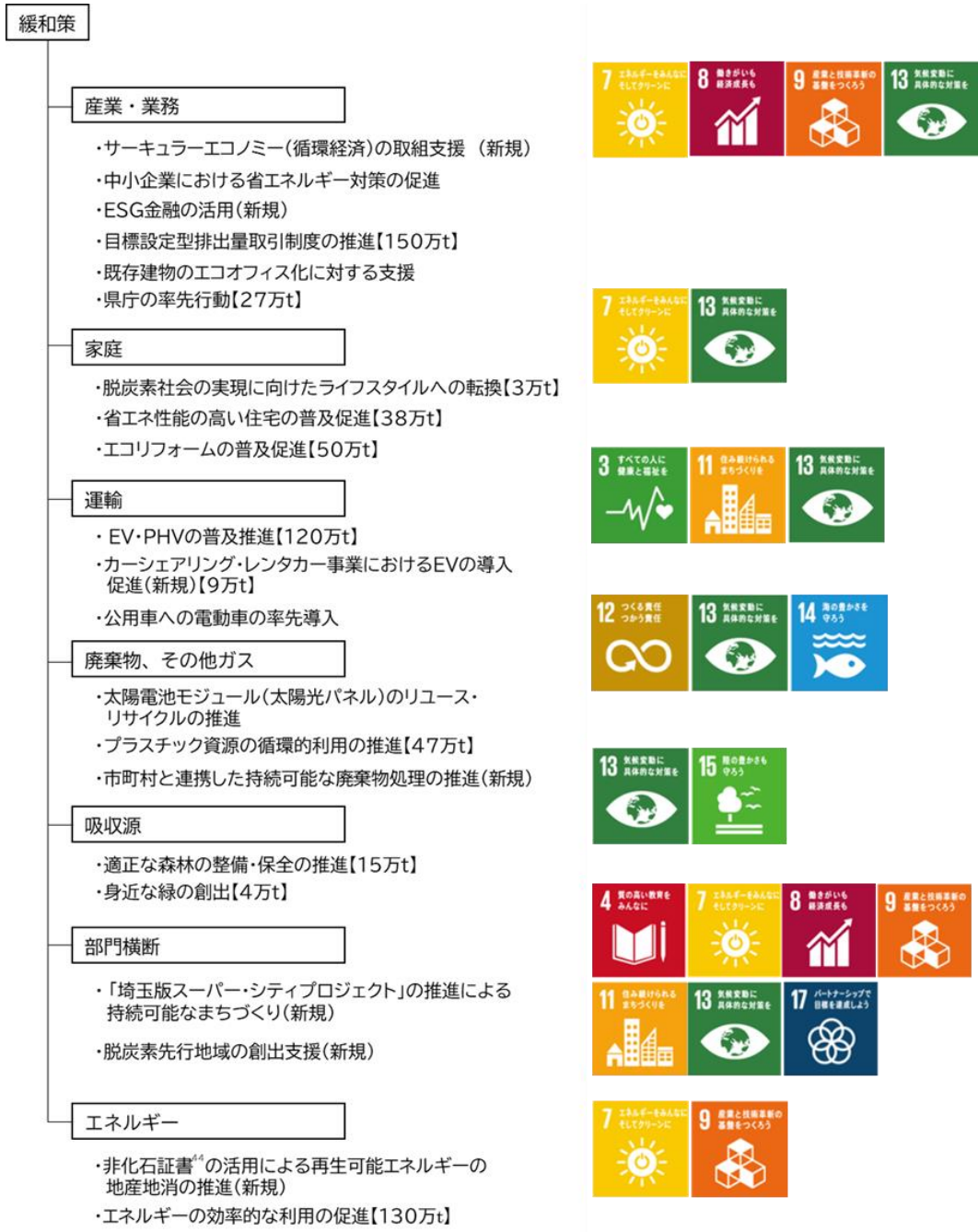
気候変動の影響と考えられる自然災害や気温上昇に伴う熱中症が増加する中、県民が安心して暮らせる持続可能なまちづくりを推進することが求められている。そこで、持続可能なまちづくり（「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」等）を市町村と共に進めていく。また、天然資源の枯渇を回避し、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、生産から廃棄までのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りながら、付加価値の最大化を図るサーキュラーエコノミーへの移行と廃棄物の削減を図る。

（2）改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

①区域施策編

- ア 計画名称 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改訂版（令和5年3月改訂）
- イ 計画期間 令和2年度（2020年度）～令和12年度（2030年度）
- ウ 将来像 『カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉』
- エ 目標 令和12年度（2030年度）における埼玉県の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度比）46%削減する。

オ 取組概要



※ 【 】内の数値は各施策による温室効果ガス削減見込量の目安。需要側対策の内数。数値の記載がない施策については、「他の施策に効果が含まれている」または「他の施策の効果との切り分けが難しい」等の理由により、個別施策の削減効果としては算出していない。

②事務事業編

- ア 計画名称 第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改正版（令和4年3月改正）
- イ 計画期間 令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）
- ウ 目標 令和12年度（2030年度）における県の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比46%以上削減しさらに50%の高みに向けて挑戦する。
- エ 取組概要

1 自分ごと化による対策推進

- (1) DXによるカーボンニュートラルの推進
- (2) 水・電気使用量削減
- (3) ごみ減量化、リサイクル推進

2 財やサービスの購入等に当たっての取組

- (1) EV・PHVなど電動車の率先導入等
- (2) LED照明の導入等
- (3) 省エネ型機器の導入等
- (4) 環境に配慮した契約やグリーン調達推進

3 建築物の建築、管理等に当たっての取組

- (1) 新築・改築する施設のZEB化の推進
- (2) 新築・改築する施設における県産木材の積極活用
- (3) 既存施設の計画的な省エネルギー化の徹底
- (4) 再生可能エネルギーの導入拡大と効率的利用の推進

4 水道施設・下水道施設・大規模県有施設による削減取組

5 フロン類の排出抑制

6 吸収源対策の実施

- (1) 県有施設の木造化
- (2) 県営林の整備・保全や県有施設の緑化の推進

(3) 促進区域

「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版」（令和5年3月改正）において、地球温暖化対策推進法第21条第6項に規定する都道府県が定める地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する基準を以下のとおり設定することとしている。

①基準の対象（対象とする地域脱炭素化促進施設の種類）

再生可能エネルギー発電設備（太陽光）

②基準

- ・促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（砂防指定地など）
- ・促進区域を定めるに当たって考慮を要する区域（農地など）
- ・促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（騒音による影響など）

2. 重点対策加速化事業の取組

(1) 本計画の目標

「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版」（令和5年3月改正）における2030年度温室効果ガス排出量削減目標（2013年度比46%削減）の達成に向け、以下のとおり本事業の推進に取り組む。

(地方公共団体実行計画に掲げる目標達成に向けた重点対策加速化事業の位置付けや活用方策等)

本事業計画に基づく重点対策加速化事業は、実行計画に掲げる緩和策のうち、家庭部門、産業部門、業務その他部門の取組を推進するものである。

(本計画の目標等)

①温室効果ガス排出量の削減目標	8,611 トン-CO ₂ 削減/年
②再生可能エネルギー導入目標	11,181kW
(内訳)	
・太陽光発電設備	11,140kW
・中水力発電設備	11kW
・バイオマス発電設備	30kW
③その他地域課題の解決等の目標	エネルギーレジリエンスの強化
④総事業費	4,296,264千円 (うち交付対象事業費1,782,069千円)
⑤交付限度額	1,246,494千円
⑥交付金の費用効率性	8.79千円/トン-CO ₂

(2) 申請事業（※事業一覧は地方公共団体ごとに別表で整理）

①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

令和5年度	・家庭用太陽光発電を導入する個人への補助(蓄電池又はV2H必置)	500件、2,500kW
	・太陽光発電及び蓄電池を導入する事業者への補助	8件、160kW、120kWh
	・庁舎への再エネ活用設備(太陽光発電、蓄電池、V2H、EMS)導入モデル事業	基本設計、実施設計
令和6年度	・家庭用太陽光発電を導入する個人への補助(蓄電池又はV2H必置)	333件、1,666kW
	・太陽光発電及び蓄電池を導入する事業者への補助	5件、107kW、80kWh
	・庁舎への再エネ活用設備(太陽光発電、蓄電池、V2H、EMS)導入モデル事業	1件、184kW
	・県有施設への再エネ活用設備(太陽光発電、蓄電池)導入	実施設計20件
	・県営公園への自家消費型太陽光発電設備の導入	1件、550kW
令和7年度	・家庭用太陽光発電を導入する個人への補助(蓄電池又はV2H必置)	333件、1,666kW
	・太陽光発電及び蓄電池を導入する事業者への補助	5件、107kW、80kWh
	・県有施設への再エネ活用設備(太陽光発電、蓄電池)導入	実施設計20件、設置20件、1,061kW
令和8年度	・家庭用太陽光発電を導入する個人への補助(蓄電池又はV2H必置)	200件、1,000kW
	・太陽光発電及び蓄電池を導入する事業者への補助	5件、107kW、80kWh
	・県有施設への再エネ活用設備(太陽光発電、蓄電池)導入	実施設計20件、設置20件、596kW
令和9年度	・家庭用太陽光発電を導入する個人への補助(蓄電池又はV2H必置)	200件、1,000kW
	・太陽光発電及び蓄電池を導入する事業者への補助	5件、107kW、80kWh

	・県有施設への再エネ活用設備（太陽光発電、蓄電池）導入	設置 20 件、330kW
合計	・家庭用太陽光発電を導入する個人への補助(蓄電池又はV2H必置)	1,566 件、7,832kW
	・太陽光発電及び蓄電池を導入する事業者への補助	28 件、587kW、440kWh
	・庁舎への再エネ活用設備（太陽光発電、蓄電池、V2H、EMS）導入モデル事業	1 件、184kW
	・県有施設への再エネ活用設備（太陽光発電、蓄電池）導入	60 件、1,987kW
	・県営公園への自家消費型太陽光発電設備の導入	1 件、550kW

②地域共生・地域裨益型再エネの立地

令和5年度	バイオマス熱設備を導入する事業者への補助	1 件
令和6年度	太陽熱設備を導入する個人への補助	5 件
	地中熱設備を導入する事業者への補助	1 件
令和7年度	太陽熱設備を導入する個人への補助	5 件
	太陽熱設備を導入する事業者への補助	1 件
令和8年度	太陽熱設備を導入する個人への補助	5 件
	中小水力発電設備を導入する事業者への補助	1 件
令和9年度	太陽熱設備を導入する個人への補助	5 件
	バイオマス発電設備を導入する事業者への補助	1 件
合計	太陽熱設備を導入する個人への補助	20 件
	バイオマス熱設備を導入する事業者への補助	1 件
	地中熱設備を導入する事業者への補助	1 件
	太陽熱設備を導入する事業者への補助	1 件
	中小水力発電設備を導入する事業者への補助	1 件
	バイオマス発電設備を導入する事業者への補助	1 件

③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導

令和5年度	コージェネレーションシステム（燃料電池を含む）を導入する事業者への補助	10 件
令和6年度	コージェネレーションシステム（燃料電池を含む）を導入する事業者への補助	3 件
令和7年度	コージェネレーションシステム（燃料電池を含む）を導入する事業者への補助	3 件
令和8年度	コージェネレーションシステム（燃料電池を含む）を導入する事業者への補助	3 件
令和9年度	コージェネレーションシステム（燃料電池を含む）を導入する事業者への補助	3 件
合計	コージェネレーションシステム（燃料電池を含む）を導入する事業者への補助	22 件

(3) 事業実施における創意工夫

①安心安全な施工等を行う事業者認定制度の創設

県内に事業所を置き、補助対象設備に関する販売・施工実績、安心・安全かつ適切な施工、県の脱炭素施策への協力などの要件を満たす事業者を認定する制度を創設し、認定事業者により設備を設置する家庭や企業等を補助対象とすることで、太陽光パネル等の強引な販売やずさんな工事といったトラブルを抑止するとともに、県内の設備設置に係る投資が県内事業者に行きわたる仕組みを構築していく。あわせて、認定事業者と連携し、県内における再エネ活用の普及拡大に向けた啓発活動を実施していく。

②太陽光発電設備を導入する個人への補助

太陽光発電設備を導入する個人への補助については、蓄電池又はV2Hの同時導入を補助要

件とすることで、発電された電力の効率的な利用と自家消費の促進を図る。また、蓄電池やV2H、エネファームを導入する個人への支援について県費単独の補助を追加することで、家庭の脱炭素化、エネルギーレジリエンスの向上をより強力に進めていく。

③太陽光発電設備及び蓄電池、その他再エネ設備、コージェネレーションシステム等を導入する事業者への補助

再生可能エネルギー設備等の導入により、事業活動における温室効果ガス排出削減を図るだけでなく、災害時には地域へのエネルギー供給を補助の条件とすることで、脱炭素化の推進に加えて地域のエネルギーレジリエンスの強化を図る。

④県有施設への再エネ活用設備の計画的な導入促進

県有施設の太陽光導入ポテンシャル・災害時必要電力量等を調査するとともに、設置可能な県有施設への太陽光発電設備及び蓄電池等の導入計画を策定し、優先順位の高い施設から順次導入を進めることにより、設置可能な県有施設の75%に太陽光発電設備を導入する（既設の設備を含む）。

⑤県有施設再エネ活用設備導入モデル事業の実施

埼玉県環境科学国際センターにおいて、太陽光発電設備、蓄電池、V2H等を設置するとともに、エネルギーマネジメントシステムにより蓄電池や電動車の充放電を最適化し、発電した電力を効率的に活用するほか、隣接する特別支援学校（福祉避難所指定）と自営線を結び、災害時に電力供給を行うモデル事業を実施する。

⑥県営公園への自家消費型太陽光発電設備の導入

PPAモデルにより県営熊谷スポーツ文化公園（広域避難場所指定）の調節池にフロート式の太陽光発電設備を設置するとともに、公園内に蓄電池及び自営線を設置し、発電した電力を効率的に活用するほか、災害時の避難場所としての電力を確保する。

⑦脱炭素社会実現に向けた総合的な温暖化対策（緩和策）の推進

本事業計画に掲げる事業のほか、電動車（EV、PHV）などの導入支援や省エネに取り組む中小企業等への支援、省エネ住宅フェアの開催などを通じた住宅の省エネ化・エコリフォームの普及促進等に取り組むことにより、全ての部門・分野における温暖化対策（緩和策）を総合的に推進していく。また、これらの情報を「埼玉カーボンニュートラルポータルサイト」に掲載することにより、広く事業者や県民への周知を図る。

（４）事業実施による波及効果

- ・ 事業者認定制度の創設により、安心・安全な施工が期待できるほか、認定事業者を通じたPRにより、県内における再エネ活用設備の普及を一層図ることができる。
- ・ 本事業による家庭や企業等の導入事例、災害時の電力供給やPPAの活用など県有施設における取組について、県ホームページをはじめとした様々な方法で広く発信することで、市町村や民間の施設への横展開を図っていく。

（５）推進体制

①地方公共団体内部での推進体制

埼玉県内の温室効果ガスの排出量の削減、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入その他の地球温暖化対策の検討や推進のため、副知事を議長、環境部長を副議長、全部局長を委員とする埼玉県地球温暖化対策推進委員会を設置し、全庁横断的な地球温暖化対策の検討や推進を行っている。

地球温暖化対策推進委員会

議長：副知事 委員：各部長

地球温暖化対策推進委員会 幹事会

幹事長：環境部環境未来局長 幹事：各主管課長

大規模事業所等専門部会

部会長：温暖化対策課長

部会員：情報システム戦略課長、管財課長、環境政策課長、エネルギー環境課長、
大気環境課長、都市整備政策課長、設備課長、営繕課長、出納総務課長、
企業局水道管理課長、下水道局下水道事業課長、教育局財務課長、
警察本部総務課長

適応策専門部会

部会長：温暖化対策課長

部会員：土地水政策課長、災害対策課長、大気環境課長、水環境課長、みどり自然課長、
環境科学国際センター研究推進室副室長、感染症対策課長、健康長寿課長、
産業支援課長、観光課長、農業政策課長、生産振興課長、森づくり課長、
農村整備課長、農産物安全課長、畜産安全課長、道路環境課長、河川砂防課長、
都市計画課長、企業局水道管理課長、下水道局下水道事業課長

図 庁内推進体制

②地方公共団体外部との連携体制

- ・ 上記の2(3)①の認定事業者のほか、太陽光発電設備の普及に向けた協定を締結している太陽光パネルメーカーや埼玉県電気工事工業組合、県内の住宅メーカー・工務店・不動産事業者等で構成する埼玉県住まいづくり協議会等と連携し、本事業をはじめとした家庭や企業等における太陽光発電設備や蓄電池など再エネ活用設備の導入促進を図る。
- ・ 市町村との情報交換や各種対策への支援を積極的に行うとともに、市町村と協力して効果的な施策を県内全域に広めていく。地方公共団体実行計画の策定支援により、地域の特性を踏まえた効果的な地球温暖化対策の実施を支援する。また、地域と共生する再生可能エネルギー導入を促進するため、市町村が設定する地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する基準を定めるとともに、市町村の地域脱炭素化促進事業に関する取組を支援する。

3. その他

(1) 財政力指数

令和3年度 埼玉県財政力指数 0.74351

(出典：令和3年度地方公共団体の主要財政指標一覧(総務省))

(2) 地域特例

該当地域：なし